

新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
(一部負担還元金) 第 55 条 (省略) 4 前2項の規定により算出した額に <u>1000</u> <u>円未満</u>の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。	(一部負担還元金) 第 55 条 (省略) 4 前2項の規定により算出した額に <u>100</u> <u>円未満</u>の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(家族療養付加金) 第 61 条 (省略) 4 前2項の規定により算出した額に <u>1000</u> <u>円未満</u>の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。	(家族療養付加金) 第 61 条 (省略) 4 前2項の規定により算出した額に <u>100</u> <u>円未満</u>の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(合算高額療養付加金) 第 62 条 (省略) 4 前2項の規定により算出した額に <u>1000</u> <u>円未満</u>の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。	(合算高額療養付加金) 第 62 条 (省略) 4 前2項の規定により算出した額に <u>100</u> <u>円未満</u>の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

附 則

この規約は平成21年4月1日から適用する。